



# 序 章

*Fujisawa Urban Master Plan*

## 都市マスタープランとは

- 1 都市マスタープランの役割と性格
- 2 藤沢市都市マスタープラン策定及び改定の背景
- 3 藤沢市都市マスタープラン部分改定の目的
- 4 藤沢市都市マスタープランの役割と位置づけ
- 5 計画の構成

# 1 都市マスタープランの役割と性格

都市マスタープランとは都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、市町村が、都市づくりの方針を、住民の意見を反映しながら策定する計画です。この「基本的な方針」は、今後の市町村都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。

## (参考)都市計画法抜粋

### (市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2** 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
  - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



# 2 藤沢市都市マスタープラン 策定及び改定の背景

本市の法定都市計画は、最初の藤沢市都市マスタープランというべき、1957年(昭和32年)に策定された「藤沢総合都市計画」を基本に進められてきました。その後、時々の市民や時代の要請を反映させた「北部開発事業」「西部開発事業」等により、その内容の充実を図りました。

そして、21世紀を目前に、都市計画法の改正及び大きな社会状況変化を受け、さらなる長期展望にたった「第二次総合都市計画」となる、「藤沢市都市マスタープラン」を1999年(平成11年)に策定し、これをもとに都市形成、都市整備を進めました。

また、「藤沢市都市マスタープラン」策定から10年が経過し、都市計画や社会状況をめぐる様々な変化が進むとともに、人口減少や既存ストックを活用した都市形成及び都市経営を視野に入れる時期を迎え、2011年(平成23年)に改定を行い、まちづくりを進めてきました。

これまで進めてきた目標とする都市や都市形成の考え方は、今後も長期的な方針として念頭におきつつ、これまでの都市整備及び協働による取組という蓄積の上にたち、津波災害や少子超高齢社会の顕在化など、前回の改定時点と状況が異なるため、時代変化を的確に捉え、新たな視点も踏まえた都市機能の創出を図るべく「藤沢市都市マスタープラン」を部分改定します。



# 3 藤沢市都市マスタープラン 部分改定の目的

1999年(平成11年)に策定した都市マスタープランは、2011年(平成23年)に社会状況の変化に対応するため、「各都市拠点の特性及び役割分担の明確化」、「都市の成熟化への取組」、「都市経営の視点を持った土地利用及び大規模土地利用転換の誘導」、「環境配慮型の都市づくりを誘導」、「都市間競争力のある魅力ある都市づくりの誘導」の視点を追加・強化した改定を行い、本市のまちづくりを進めてきました。

加えて、改定以降、東日本大震災の発災による大幅な津波浸水想定の見直しや少子超高齢社会等に向けた「立地適正化計画」の制度化など、都市を取り巻く社会状況等の変化に伴う都市計画への新たな要請が高まってきております。

そのため、2011年(平成23年)に改定した都市マスタープランの考え方を基本としつつ、これら変化に対応するべく、部分改定を行いました。

部分改定にあたっては、次の項目を追加・強化しました。

## (改定にあたり追加・強化した点)

### ① 津波に対するまちづくりの考え方の追加

東日本大震災以降、大幅に見直された津波浸水想定への対応が求められており、長期と短期の両方の視点に立ち、河川の遡上による浸水被害の防止などのハード対策と津波避難路の分かりやすさの向上などのソフト対策を進めていく必要があることから、津波に対するまちづくりの考え方を追加しました。

また、大規模災害からの的確な復興を図るためには、平常時からの取組の充実が重要であるため、災害復興に向けた事前取組の考え方を追加しました。

### ② 少子超高齢社会等に対するまちづくりの考え方の強化

これからのまちづくりは、福祉・医療施設や商業施設等が集積した生活の拠点の強化と周辺の良い居住環境の維持・形成を図り、地域住民が徒歩や公共交通により、容易に移動できるネットワークが形成された利便性の高いコンパクトな都市構造の構築が重要となります。

本市では、これまでも集約型の都市構造の構築を進めてきましたが、今後は少子超高齢社会や大規模自然災害に対応した、土地利用・交通・福祉等が一体となったまちづくりの考え方を強化しました。

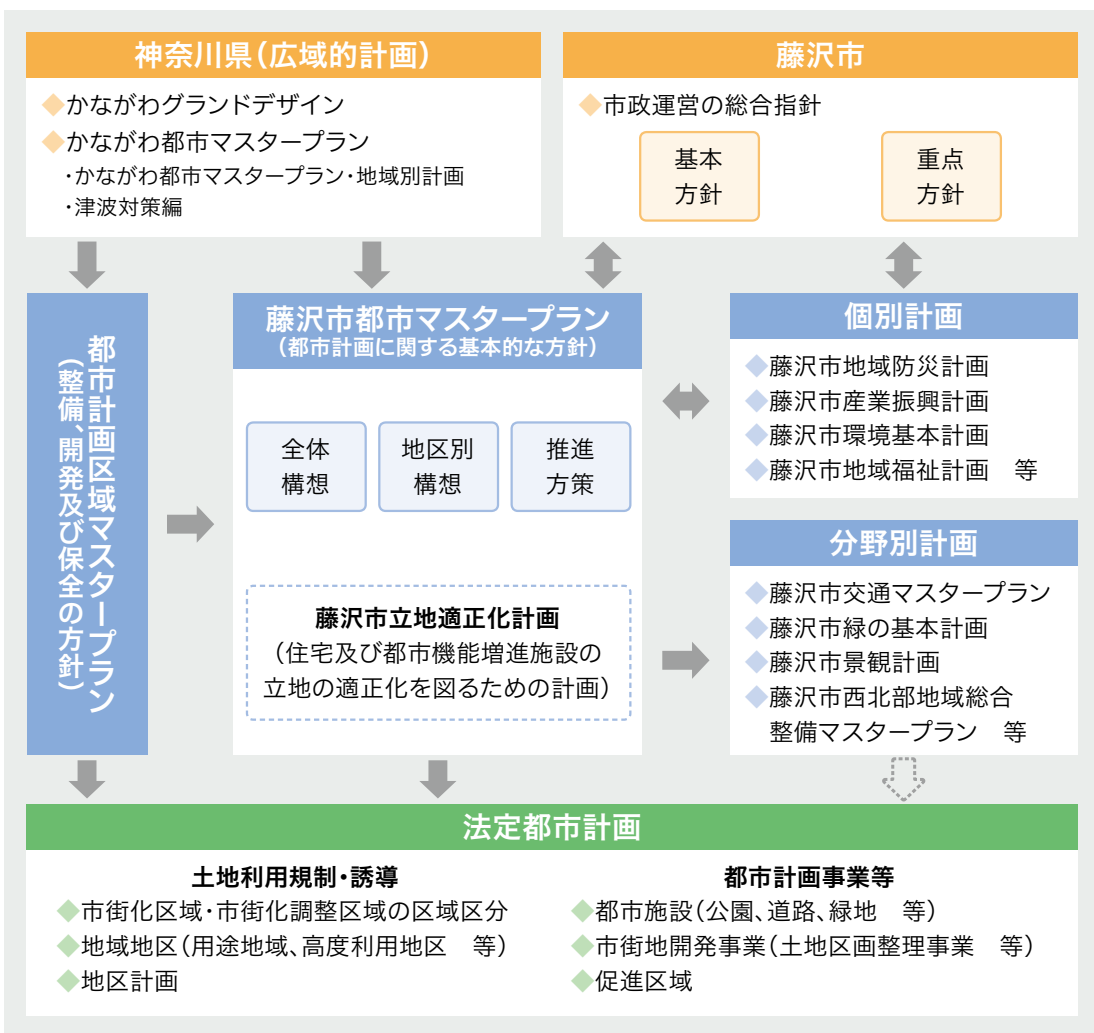
また、コンパクトシティの形成に併せ、成熟社会にふさわしい、少子超高齢社会においても持続可能な都市となるよう、良好な居住環境の維持・形成に向けた総合的な取組や公共施設等の適切な維持管理と更新を推進します。

### ③ 進行管理(確認・評価)におけるより分かりやすい指標の考え方の追加

将来都市像「自立するネットワーク都市」を実現していくため、より分かりやすく都市の動向等を把握できるよう、指標設定の考え方を追加しました。

# 4 藤沢市都市マスタープランの役割と位置づけ

- (1) 都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられ、今後の法定都市計画の決定・変更の際の指針となります。
- (2) 「藤沢市市政運営の総合指針」と整合を図りつつ、おおむね20年の中長期を見据えた計画を示しています。
- (3) 「藤沢市地域防災計画」や「藤沢市産業振興計画」等の個別計画と連携して、総合的かつ計画的に都市づくりを進めます。
- (4) 「藤沢市交通マスタープラン」や「藤沢市緑の基本計画」等の分野別計画を策定する際の指針となります。なお、分野別計画については、都市マスタープランで定める都市づくりの方向性をその分野ごとに具体的に定めたものになります。
- (5) 住民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的な取組の参加を促します。



# 5 計画の構成

本都市マスタープランは、次の構成とします。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

## 序章 都市マスタープランとは

都市マスタープランの持つ役割や位置付け、計画の構成等を示しています。

## 第1章 現況と課題

本市のこれまでの都市づくりの経緯に基づき、都市としての成長段階を把握するとともに、現況と特性、社会経済動向の変化等による将来展望、広域的与件を整理し、都市づくりの課題を明らかにしています。

## 第2章 全体構想

2030年を目標にした本市の将来像を示すとともに、将来都市像を実現する都市づくりのテーマを定め、テーマに沿って都市づくりを展開する基本方針を示します。

### 1. 基本理念

都市づくりの基本的視座

### 2. 目標とする都市

基本理念を受けた2030年のあるべき都市像

#### ① 将来都市像

目標とする都市の理念的目標

#### ② 将来都市構造

目標とする都市の実態的目標

#### ③ 将来フレーム

目標とする都市の数値的目標

### 3. 都市づくりの基本方針

目標とする都市を実現するため、テーマに沿って施策展開する基本的考え方

## 第3章 地区別構想

2030年のあるべき地区の将来像を示し、将来像を実現するため、きめ細やかに地区のまちづくりを進めるための基本的な考え方を示します。

各地区の構想は次のように構成します。

### 1. 現況と課題

地区の現況と課題

### 2. 地区の将来像

2030年の地区の姿

### 3. まちづくりの基本方針

将来像を実現するための地区の課題を踏まえた基本的な考え方

## 第4章 推進方策

行財政の大きな転換期にあって「都市づくり・都市管理主体の多様化」を視野に入れ、これまで蓄積した「社会資本の有効活用」をさらに進めることを基本に、本都市マスタープランを実現するための基本的な考え方を示しています。

## 資料編

用語解説・藤沢市都市マスタープラン部分改定の経過